

◎佐賀県条例第18号

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館評価委員会条例の一部を改正する条例

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館評価委員会条例（平成20年佐賀県条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）<u>第11条第3項</u>の規定に基づき、地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び委員その他の職員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第8条 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。<u>以下「法」という。</u>）<u>第11条第2項第6号及び第4項</u>の規定に基づき、地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び委員その他の職員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(所掌事務)</u></p> <p>第2条 <u>法第11条第2項第6号の規定により委員会の権限に属する事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>(1) <u>知事の諮問に応じ、法第26条第1項の規定による中期計画の作成及び変更に係る認可に関する重要事項を調査審議すること。</u></p> <p>(2) <u>知事の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による毎事業年度における業務の実績に係る評価及び中期目標の期間における業務の実績に係る評価に関する重要事項を調査審議すること。</u></p> <p>第3条～第9条 略</p>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。